

令和6年9月19日

## 本庁における定時見積対象営業種目等の変更について

令和6年10月1日から、本庁における定時見積対象営業種目等について、下記のとおり変更します。なお、下記の変更事項以外は、変更ありません。

記

### 1 定時見積対象営業種目の変更

「電算機器」、「文房具・事務用機器」を定時見積の対象から除外。

<変更前>

定時見積（見積書提出）を行う時間及び営業種目等

曜日	時間	営業種目	
水	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷
木	午前	9時30分	文房具・事務用機器（※）
		11時00分	電算機器（※）
金	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷

※印の営業種目で予定価格が1件3万円以上のものは、別途「オープンカウンタ」を実施します。

<変更後>

定時見積（見積書提出）を行う時間及び営業種目等

曜日	時間	営業種目	
水	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷
木	午前	11時00分	ゴム印・印章
金	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷